

徳島市民間建築物アスベスト除去支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 徳島市民間建築物アスベスト調査・除去工事業補助金(以下「補助金」という。)は、「社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国交付要綱」という。)に基づき民間建築物に係るアスベストの調査及び除去工事を行う者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、市民の安全・安心を確保するとともに、火災・震災時等におけるアスベストの飛散を防止することを目的とし、補助金の交付にあたっては、徳島市補助金交付規則(昭和30年徳島市規則第14号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業

本市がこの要綱に基づきアスベストの調査及び除去工事に対して補助を行うことをいう。

(2) 対象建築物

一 民間建築物

二 調査については、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるもの

三 除去工事については、吹付けアスベスト等(吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールに限る。)が施工されているもの

(3) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、アスベスト含有吹付けパーミキュライト、アスベスト含有吹付けパーライト等をいう。

(補助の対象)

第3条 市長は、対象建築物について、次の各号のいずれかに該当する調査又は工事(以下「補助対象事業」という。)を行う場合に補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)が要した経費について、補助することができる。ただし市税の滞納のないものとする。

(1) 吹付け建材について、アスベストの含有の有無を調べるための調査

(2) 吹き付けされているアスベスト等の除去工事(建築物の除去時におけるアスベスト対策費用を含む。)

(補助金の額等)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象事業に要した費用に3分の2を乗じて得た額とし、補助の対象となる経費は第3条の(1)に規定する調査にあつては25万円、第3条の(2)に規定する工事にあつては200万円を上限とする。ただし、国交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)②2に定める基礎額が、定額補助とされた場合はこの限りでない。

2 前項の規定により計算された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第5条 申請者は、補助対象事業に着手する前に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業実施計画書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、その審査をし、適当と認められたものについて補助金の交付の決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業の内容の変更)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の額の変更が生じる事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書(様式第4号)に変更後の補助対象事業実施計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があつたときは、補助金の交付額の変更をし、補助金変更決定通知書(様式第5号)に

より申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 補助対象事業の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、補助金交付決定後において、補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(事業の完了報告)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業完了報告書(様式第7号)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 写真(調査、除去の内容が確認できるもの)
- (3) 領収書の写し(調査又は施工業者が発行したもの)
- (4) 調査機関が発行した分析調査結果報告書(調査に限る)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の規定による事業完了報告書を受領したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 申請者は前項の額の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(支出証明)を市長に提出しなければならない。

3 申請者は、補助金の受領をアスベスト除去等を施工した者に委任(以下「受領委任」という。)するときは、補助金受領委任払請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は補助金の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金にかかる消費税等仕入れ控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の保管)

第13条 この事業に関する書類は、事業完了後10年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年 3月20日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。